

5. 社会福祉協議会によるサービス

(1) 福祉カー・車いす

障がいのある方や高齢者などの社会参加を促進する目的で、福祉車両や車いすの貸出しを行っています。外出や通院などにご利用いただけます。

《問い合わせ先》

四街道市社会福祉協議会
〒284-0003 四街道市鹿渡無番地
(総合福祉センター1階)
Tel 422-2945 Fax 422-2807

① 福祉カー

【スロープ付きワゴン車】

車いすに乗ったままで車への乗り降りができるように、車の後部にスロープ装置がついています。スロープは簡単に操作できます。また、車いすは走行中、動かないように固定できます。

【車 種】

車 種	バネット	キューブ
運転免許証	普通免許証	普通免許証
車の排気量	ガソリン(1600cc)	ガソリン(1500cc)
車のサイズ	全長約 4.4m・高さ約 1.9m	全長約 3.9m・高さ約 1.7m
乗車定員	定員 6 名(車いす 2 台含む)	定員 4 名(車いす 1 台含む)

【利用条件】

市内に住んでいる方で、①障がいのある方②65歳以上の高齢者③社会福祉団体、社会福祉施設のいずれかに該当する方が利用し、運転者の年齢が75歳未満であること。

【貸出期間】

ひと月4日以内（運転手は利用者が手配してください。）

【利 用 料】

無料（返却の際に使用した量の燃料の補給と清掃をお願いします。）

【申込み】

- ・利用日の7日前までにお申し込みください。1ヶ月前より受け付けています。
- ・手続きには、運転する方の運転免許証の写しが必要となります。また、障害者手帳をお持ちの方は、手帳の写しが必要です。

② 車いす

総合福祉センター・南部総合福祉センター及び郵便局において、車いすの貸出しを行っています。お気軽にお問い合わせください。

【利用条件】

市内に居住し、病気、けが等の理由により、一時的に車いすを必要としている方

【貸出期間】

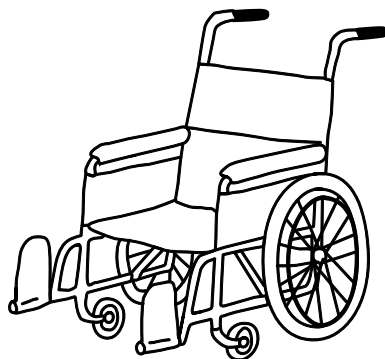
原則として1ヶ月以内

【利用料】

無料

【申込み】

社会福祉協議会(総合福祉センター内)、南部総合福祉センター、市内郵便局にて受付をしています。貸出申請書をご提出ください。貸出申請書は社協ホームページからもダウンロードできます。印刷してご使用ください。



(2) にここサービス

「困ったときはおたがいさま」をモットーに、地域の住民の参加と協力により行われる会員制の有償ボランティア活動です。

ご高齢者や障がいがある方、出産前後の方などで、ご本人やご家族の努力だけでは補いきれない日常の家事などのご負担を軽減するためのお手伝いをします。

※家事代行業者とは異なります

【会員】

◎利用会員：65歳以上の方、障がいのある方、出産前後等の方で、日常生活上の家事的部分の困りごとが、本人やご家族等の努力だけでは解決が困難な方

◎協力会員：本市に住所を有し、心身共に健全で社会福祉及びこの事業に理解があり、熱意を持って事業に協力してくださる方

※事前研修（同行訪問含む）あり。安心して活動できます。

【サービス内容】

- ・食事作り
- ・衣類等の洗濯
- ・家の中の掃除
- ・生活必需品の買物
- ・代筆及び代読
- ・外出の付き添い
- ・話し相手

【サービス時間】

原則として月曜～金曜の8時30分～17時

※祝日・年末年始はお休みです。また、1日4時間を限度とします。

【利用料】

1時間700円（以降30分ごとに350円）

※あらかじめサービス券を購入していただきます。

【その他】

利用料以外に交通費が必要な場合があります。



(3) 老人福祉センター

60歳以上の方が利用できます。

【場 所】総合福祉センター2階
南部総合福祉センターわろうべの里2階

【開館時間】9時～21時

【休 館 日】第4月曜、年末年始

<木曜ふれあい広場> *総合福祉センターでの開催

木曜日に、福祉センター和室でボランティアの皆さんが舞踊、民謡、詩吟等を披露しています。12時30分～14時は、自由参加の「飛び入り」コーナーもあり、高齢者の憩いの場として好評です。

【開 催】第2・4木曜 11時～14時
(5月、6月、9月、10月、11月、2月、3月開催予定)

※開催に関して変更がある場合があります。

<老人福祉センターの主催講座及び同好会>

高齢者の健康の増進と社会参加を目的として趣味教養講座を設け、それぞれに講師をお迎えして、各講座を開催しています。また、高齢者どうしの同好会活動として、茶道、俳句、囲碁、将棋、太極拳、健康体操、ダーツ、手芸、大正琴、書道、等の各同好会が自主活動をしています。

いずれも経験を問わず、初心者大歓迎です。

問合せ：総合福祉センター ☎043-423-2940
南部総合福祉センターわろうべの里
☎043-433-6201



(4) 生活福祉資金

「生活福祉資金貸付制度」は、低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等、それぞれの世帯の状況と必要に合わせた資金等の貸付けを審査のうえ行います。また、本貸付制度では、生活困窮者自立支援法に基づく支援等との連携により資金の貸付けによる経済的な援助にあわせて、地域の民生委員が資金の借入から返済まで支援を行います。

※貸付利子・貸付期間等、貸付条件の詳細については、社会福祉協議会にお問い合わせください。

※なお、審査の結果、貸付に至らない場合（不承認）もあります。

資 金 種 類		貸 付 限 度 額
福祉資金	低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金	
	福祉費 日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用	580 万円以内 ※以下は貸付上限額の目安
	生業を営むために必要な経費	460 万円
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6 月程度 130 万円 1 年程度 220 万円 2 年程度 400 万円 3 年程度 580 万円
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250 万円
	福祉用具等の購入に必要な経費	170 万円
	障がい者用自動車の購入に必要な経費	250 万円
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6 万円
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150 万円
	負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費（健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年を超えないときは170 万円 1 年を超え1 年 6 月以内であって、世帯の自立に必要なときは230 万円

資 金 種 類 (前頁からのつづき)			貸 付 限 度 額
福祉資金	福祉費	介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円
		冠婚葬祭に必要な経費	50万円
		住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円
		就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円
		その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円
	緊急小口資金	次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 ・医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要とき ・給与等の盗難によって生活費が必要とき ・火災等被災によって生活費が必要とき ・その他、これらと同等のやむを得ない事由によるとき	10万円以内
教育支援資金 低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金			
	教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	(高校)月3.5万円以内 (高専)月6.0万円以内 (短大)月6.0万円以内 (大学)月6.5万円以内 ※条件により増額可
	就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内
不動産担保型生活資金			
	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	土地の評価額の7割程度 月額30万円以内
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・居住用不動産の評価額の7割程度（集合住宅は5割） ・貸付基本額の範囲内（生活扶助額の1.5倍以内）

(5) 日常生活自立支援事業

高齢者や障がい者が自立した地域生活をおくるために、支援する事業です。

【利用条件】 市内に居住している高齢者で、利用に必要な契約の内容を説明すれば理解できる方。

【利用方法】 四街道市社会福祉協議会までお申し込みください。

援助するサービス内容

【福祉サービス利用援助】

- ① 福祉サービスの利用に関する情報の提供や助言
- ② 福祉サービスを利用する際の手続きの援助
- ③ 福祉サービスの苦情を解決するための手続き援助

【財産管理サービス】

- ① 日常的な生活費に必要な預貯金の預け入れや払い戻しの手続き
- ② 公共料金、税金、医療費等の支払いの手続き
- ③ 年金、手当等の受領確認

【財産保全サービス】

大切な財産を金融機関の貸金庫に保管します。

(預貯金の通帳、保険証書、不動産権利証、契約書、実印等)

【弁護士・司法書士・社会福祉士紹介サービス】

専門的な援助や助言が必要な方や成年後見制度の利用を希望されている方に対して、弁護士・司法書士・社会福祉士を紹介します。

【その他】

虐待をはじめ、権利侵害等の相談については、その問題解決にむけて、関係機関との調整を行います。

【利用料金】

区 分	料 金
会 費	月額 300 円
財産保全サービス	月額 250 円
福祉サービス利用援助 財産管理サービス	援助時間が 1 時間 30 分未満まで 1,000 円 (以降 30 分を越えるごとに 500 円加算)
生活支援員の交通費 (生活支援員の自宅から利用者 宅を訪問する往復の移動時間)	30 分未満 無 料
	30 分以上 1 時間未満 500 円
	1 時間以上 1,000 円



(6) 生活困窮者自立相談窓口 くらしサポートセンター『みらい』

くらしサポートセンター『みらい』は、働きたいけれど働けない、住むところがない、ひきこもりの家族がいるなど生活全般にわたる困りごとの総合相談窓口です。

当センターでは、一人ひとりの状況に応じて、支援計画（プラン）を作成し、支援員が相談者やその家族に寄り添いながら、他の支援機関と連携して問題解決に向けた支援をご本人やご家族と一緒にを行います。

《問い合わせ先》

くらしサポートセンター『みらい』
（四街道市総合福祉センター 3 階）

Tel 421-3003 Fax 422-2807

相談日：月曜～金曜 9 時～17 時

【自立相談支援事業】

◇仕事や日常の暮らし、家族に関することの相談などに応じ、その内容から適切な支援方法を判断し、課題解決に向けた支援計画（プラン）をご本人と一緒に作成します。

「みらい」での相談のほか、自宅や公共施設等を利用した出張相談にも対応いたします。

【就労準備支援事業】

◇なんらかの理由によりすぐに仕事に就くことが難しい方へ、おおむね 6 ヶ月～1 年間のプログラム（生活習慣の改善・個人作業・集団での活動・就職に向けての自己理解や職場体験等）に沿って社会参加や就労へ向けて支援させていただきます。

【家計改善支援事業】

◇相談員が家計状況を聞き、ご本人とともに家計支援計画を作成し、収支の改善や家計管理能力の向上を図るための支援をさせていただきます。

また、各種情報提供や必要に応じて債務整理や生活福祉資金貸付等を紹介し、早期に家計再建ができるよう支援させていただきます。

【その他の事業・連携】

◇フードバンクとして、必要に応じて経済的な支援だけでなく、市民の皆さんから頂いた品物を利用し、緊急的な食料支援をさせていただいています。

◇社会参加、就労に向けての居場所として、不定期に「みらくる day」というサロンを開催しています。